

NAKANO FORUM

- P2 年頭所感
遠慮と配慮
- P3 税務相談室
配偶者居住権
- P4 Topics
- P5 ~働き方改革~『時間外労働の上限規制』
- P6 「収益認識に関する会計基準」が適用になります
- P7 住民税特別徴収税額の納付
- 文化街道
ふるさとの味と文化
- P8 一寸一言
昨今の都道府県ランキング
ニュースを読む
5Gの新時代

vol.
78
NEW YEAR

令和二年



Topics ~働き方改革~ 『時間外労働の上限規制』

労働基準法の改正により、中小企業でも2020年4月から「時間外労働の上限規制」が適用されます（大企業は2019年4月から適用）。

特別条項付きの36協定を締結している場合でも、次の条件を守らなければ違反となる恐れがあり、企業はこれまで以上に従業員の労働時間の適正な把握・管理が求められることになります。

時間外労働の上限

[原 則] 月45時間・年360時間（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）

[特別条項付きの36協定を締結している場合の上限]

- ▷ 時間外労働が年720時間以内

- ▷ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

- ▷ 時間外労働と休日労働の合計について、連続する2か月から6か月平均で

- 全て月80時間以内（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）

- ▷ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度

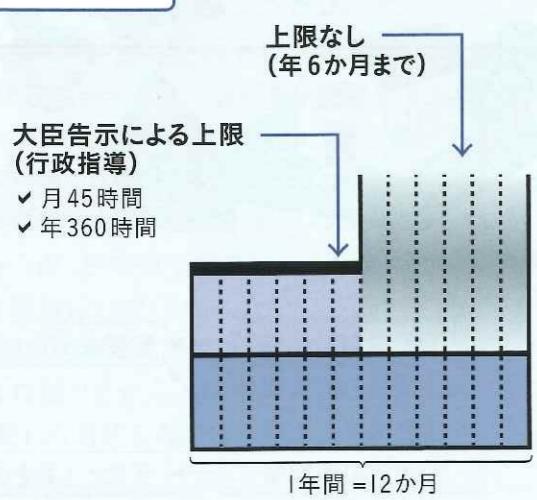
上記に違反した場合の罰則

6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

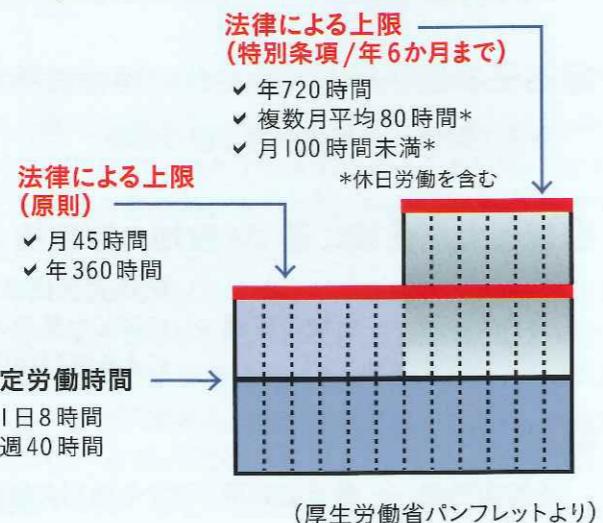


上限規制のイメージ

改正前



改正後



なお、一部の業種（自動車運転業務、建設事業、医師等）については、猶予期間5年が設けられており、2024年4月1日施行予定となっています。

また、新技術・新商品開発等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。
詳しくは以下をご確認ください。

厚生労働省

- ◆ 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説 <https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>
- ◆ 働き方改革特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

労働時間の考え方



- 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことです。
- 使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

研修・教育訓練の取扱いは？

- 研修・教育訓練について、業務上義務付けられていない自由参加のものであれば、労働時間に該当しません。

- 例**
 - ・ 参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取扱いをしない勉強会
 - ・ 会社が講師を呼んで開催している任意参加の英会話講習。なお、英会話は業務とは関連性がない。

- 事実上参加を強制されている場合は、労働時間に該当します。

- 例**
 - ・ 参加しなければ、実際の業務を行うことが出来ない場合
 - ・ 休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出を課される社外研修

仮眠・待機時間の取扱いは？

- 仮眠室などにおける仮眠の時間について、電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しません。

労働時間の前後の取扱いは？

- 更衣時間について、制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めているような場合には、労働時間に該当しません。

- 交通混雑の回避や駐車場の確保等の理由で労働者が自発的に始業時刻よりも前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていないような場合には、労働時間に該当しません。

直行直帰・出張に伴う移動時間は？

- 移動時間について、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。

- 例**
 - ・ 遠方に出張するため、仕事日の前日に当たる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間

- 出張の移動時間が労働時間に該当する場合

- 例**
 - ・ 移動中における物品の監視等、別段の指示がある場合
 - ・ 上司と同行し、移動中に仕事の打ち合わせなどをする場合
 - ・ (出張前または出張後において) 会社に立ち寄った場合

(参考) 厚生労働省リーフレット『労働時間の考え方:「研修・教育訓練」等の取扱い』
www.mhlw.go.jp/content/000556972.pdf

※ここに示した事例は、厚生労働省が相談事例をもとに作成したものです。

個別の会社における労働時間の取扱いについては、労働基準監督署にご相談ください。

社会保険労務士 江葉 さよみ

「収益認識に関する会計基準」が適用になります。

1. 経緯、適用の範囲

2018年3月に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識基準」という。)が公表されました。我が国では企業会計原則で「売上高は、実現主義に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」と記載があるものの、収益(特に売上高)に関する包括的な会計基準は開発されていませんでした。一方、海外では収益認識に関する包括的な会計基準の開発が行われ、2014年にIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が公表されています。

国際的な影響を受けて、我が国においてもIFRS第15号を踏まえた収益認識基準の開発を進め、基準の公表に至りました。基準の強制適用は2021年4月以後に開始される事業年度からです。

基準が適用されるのは会計監査の対象会社であり、会計監査を受けない中小企業は引き続き企業会計原則に則った会計処理を行うことになります。(任意適用は可能)

2. 基準の概要

収益認識基準では収益に関する契約内容を履行義務として識別することから始まります。履行義務の充足に従って、契約対価のうち履行義務に配分した額を収益として計上します。

企業活動においては単純な商品・製品の販売取引だけでなく、履行義務が複雑に絡み合った契約が締結されます。例えば、販売時にメンテナンス等のサービスを付帯させた場合には商品の販売とサービスの役務提供は別の履行義務として認識し、義務の充足に応じて収益を認識します。

また、基準では取引に係る自社が負うリスクに応じて、本人として行う取引のか代理人として行う取引のかについて判定を行うことも求められます。これにより、消化仕入取引や仲介取引は代理人取引と判定されて、売上高の計上は差益部分のみになります。

3. 会計処理の変化

収益認識基準の適用により、次の事例のように従来と収益の計上時期や計上金額が変わることがあります。

①履行義務の充足時点

[例1] エアコン10万円と後日顧客宅を訪問して設置するサービス1万円の合計11万円を販売し、現金を收受した。

従 来・販売時	現金 / 売上	11万円
新基準・販売時	現金 / 売上	10万円
新基準・訪問時	現金 / 前受金	1万円

②計上金額

[例2] ポイント取引

エアコン10万円を販売し、自社ポイント1万円を付与した。なお、ポイントは全額使用されると見込まれる。

従 来・販売時	現金 / 売上	10万円
従 来・使用時	現金 / 前受金	1万円
新基準・販売時	現金 / 前受金	90,910円
新基準・使用時	現金 / 前受金	9,090円

[例3] 消化仕入取引

自社主催の催事で協力会社にも出展してもらい、協力会社による販売高が100万円、当該製品にかかる当社仕入代価が80万円との報告を受けた。

従 来・販売時	現金 / 売上	100万円
従 来・仕入時	現金 / 仕入	80万円
新基準・販売時	現金 / 売上	20万円

収益認識基準の適用により、企業にとって重要な収益(売上高)の処理が変わる可能性があります。

4. 終わりに

近年、取引形態の多様化や複雑化が進む中で、取引慣行などから導き出された帰納的会計処理では取引に対するリスクやリスクからの解放とは無関係に収益が計上されることがあるため、適正な売上計上の観点から限界があるといえます。

中小企業においては引き続き企業会計原則に従った会計処理が認められますが、それにより自社事業間や他社との収益(売上高)比較が困難になっているかもしれません。収益(売上高)が企業にとって重要な指標であるからこそ、取引のリスクや自社が創出する付加価値を適正に反映した収益を計上する方が望ましいと考えます。

公認会計士 加藤 茂洋

住民税特別徴収税額の納付

eLTAX

2019年10月から地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した納税が始まりました。

eLTAXとは地方税に係る申告・納税手続きを電子的に行うシステムです。これにより、法人事業税、法人住民税や従業員の住民税特別徴収税額を電子納付することが可能となりました。特に住民税特別徴収税額は、原則として毎月納付する必要があるため、事務手続きを軽減する手段の一つとして期待できます。

I. 事務手続き軽減効果が期待できる納付方法

(1) 金融機関の住民税納付サービスを利用

金融機関に各市町村の特別徴収税額を通知すると、代理で納付してくれるサービスです(手数料は有料)。

(2) eLTAXを利用して納付する方法

①特別徴収税額の入力

※次の条件に当てはまれば、各市町村の特別徴収税額をデータで取得できるため、入力の手間が省けます。

■毎年1月に提出する「給与支払報告書」をeLTAXで提出し、「特徴税額通知受取方法」で「電子データ」を選択していること。

■給与支払報告書提出先の地方公共団体が「特別徴収税額通知」のデータ送付に対応していること(2018年6月時点で658市町村(全体の約38%)が対応済み)。

②納付金額を確認して、インターネットバンキング等で納付

*インターネットバンキングの利用には金融機関ごとに手数料がかかりますが、既に利用されている場合には新たな手数料は発生しません。

(3) 納期の特例制度を利用する方法

(eLTAXを利用しなくても申請が可能)

従業員が10人未満の場合は、納期の特例制度が選択可能で、毎月納付を年2回(6/10と12/10)に減らすことができます。

納付する市町村に「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出して承認を受けてください。

2. 新たにダイレクト納税を開始される方へ

既に申告書を電子申告している場合は、当事務所でID及びパスワードを管理しています。新たに手続きを開始する場合は、同じID及びパスワードを使用しますので、担当者にご確認ください。

税理士 加茂 敏充



ふるさとの味と文化

皆さんは京都に「海」があるのをご存知でしょうか。もちろん大人になれば分かることですが、子供の頃は知らないかった方が多いのではないかでしょう。私は京丹後市に生まれ育ったので、身近にいつも「海」がありました。その海の幸を使った様々な料理が1年を通して様々なシーンで出てきます。それが私の「ふるさとの味」なのです。お正月やお祭りなどのお祝いには、「ばらすし」(炒り焼きにした鰯のおぼろを作り、椎茸、干瓢、板蒲鉾の具材の上に金糸たまごと一緒に盛り付けたおぼすし)を必ず食べました。「鰯のおぼすし」は各家庭で甘みや炒り具合が違い、子供の頃大好きでよく白ごはんのうえにもぶりかけて食べていました。また、魚のすり身を使つた蒲鉾、ちくわ、ハンペンなどは、帰省の際には必ず買って帰るほどの美味しさです。特に「いわしちくわ」は、パリパリに焼いた香ばしい皮の風味と、噛むほどに味が広がるしっかりと魚の味が味わえる一品です。他にもカニ、ブリ、サンマなどの日本海の幸や、丹後の米コシヒカリ、地酒、ワインなど、丹後には自然の恵みを生かした味が沢山あります。

丹後地方は、近年、観光圏整備法に基づき「海の京都」と認定され、京都の新観光スポットとして注目を浴びています。

日本三景(天の橋立)、食(海の幸に山の幸)、日本の歴史(数々の神話や昔話)、文化(丹後ちりめん)と、魅力満載の丹後地方をもっと奥深くまで知っていたいと思います。

奥崎弘美

昨日の都道府県ランキング



昨年末、恒例の「『現代用語の基礎知識』選 ユーキャン新語・流行語大賞」に、映画「翔んで埼玉」がノミネートされた。

「翔んで埼玉」は、埼玉ディス

（「ディスる」）、「否定する」の意、

「ディスリスペクト」が略され

たものとも言われている）漫画

が映画化された作品である。

最近のテレビ番組でも「県民性」や「県独自の食文化」など

を取り上げる番組が増えたよ

うに思う。

生活をしていない街での習慣や食生活はなかなか知り得ないため、視聴者として驚きや新たな発見もあり、知らない土地での生活などを想像することも多々ある。

また、観光などで一度足を運びたいという気持ちにもなる。しかし、それと同時に違和感も残る。それは番組を見ることで先入観や否定的な思いを持ちかねないという点である。

都道府県や市町村ランキン

グは数多く存在し、たびたびメディアでも取り上げられる。

先に挙げた「翔んで埼玉」の埼玉県は、都道府県魅力度ランキンでは下位に位置するこ

とが多い。

もちろん、ランキングが低いことを逆手に取ってアピールに繋げる自治体も多く、「翔んで埼玉」も、宣伝段階でその点が効果的であったのかかもしれない。

しかしそのランキングも、先入観による潜在的な意識が影響している場合も多いのではないか。

それぞれに生まれ育った街があり、馴染みの無い街を愛することもある。

都道府県別だけでは一括りにできないそれぞれの魅力があるはずである。

昨今の、ある県を「ディスる」発想や風潮に少々違和感を覚えるのはそのためである。

（多県民）

5Gの新時代

元号が令和となり初めての新年を迎えた。今年はビジネスの世界でも大きな変革のスタートになるといわれている。それは第5世代通信規格、5Gの商用サービスが春から開始されるからである。4Gまでは早さの向上だったが、5Gはそれに、「低遅延」、「多数同時接続」の特長が加わる。これによりあらゆるモノがネットにつながる「IoT」時代が本格的にスタートする。

5Gは、あらゆる機械をつなぎレイアウトを自在に変えられるスマート工場を可能とし、自動運転では5Gで各車がつながることにより、交通情報が共有され、最適な流れが達成されるといわれる。とはいえ、これらは数年先の話で、まずはスマホやVRの世界で大きな変革が期待される。その後には私たちが想像もしないサービスが生まれるかもしれない。総務省によれば自動運転やス

マート工場といった5Gの活用により46.8兆円の経済効果が見込まれるという。

しかし、世界的に見れば我が国の5Gスタートは2番手グループである。米国、中国をはじめ20か国はすでに2019年、本格運用をスタートしている。中国政府が通信事業者に5G通信の免許を付与したのは6月上旬、我が国での免許の付与は7月下旬。にもかかわらず商用サービスの開始は中国で2019年10月末に対し、我が国では2020年の春からの予定である。この差は何からきているのだろうか。一時は世界2位であった我が国の人当たりGDPの順位は2000年代に入ってから下がり続け、IMFの推定値によれば2018年は26位だそうだ。

この遅れが我が国の世界におけるさらなる地位低下にならないことを願う。

公認会計士 三牧 潔



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入

TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365

<http://www.nakano-cpa.com/>

発行人 中野 雄介

表紙写真

「令和慶春」

福本 幸士 佐藤 駿
(中野公認会計士事務所)